

(様式1)



山口市

# 報道資料

令和5年8月7日

1 件 名	J R山口線利用促進に係る助成事業の実施について
2 日 時	令和5年8月8日(火)～令和6年3月15日(金)
3 場 所	J R山口線(新山口駅～益田駅)
4 内 容	<p>このたび、山口線利用促進協議会では、J R山口線の利用促進を図るため、学校等がJ R山口線を利用して実施する遠足や修学旅行、各種交流事業等に対し、運賃の一部を助成する事業を開始します。</p> <p><b>【交付対象事業期間】</b> 令和5年8月8日(火)～令和6年3月15日(金)</p> <p><b>【対象団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・山口市、津和野町、吉賀町、益田市に所在する高等学校、中学校、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園等。</li><li>・山口市、津和野町、吉賀町、益田市に所在する団体のうち、主に生徒・児童等で構成される団体。(例：芸能クラブ、スポーツクラブなど)</li></ul> <p><b>【助成金額】</b> 乗車運賃の1/2(特急料金を除く。)※100円未満は切り捨てます。</p> <p><b>【助成対象乗車区間】</b> J R山口線(新山口駅～益田駅)</p> <p>詳細につきましては、別紙をご確認ください</p>
5 問い合わせ	山口市 都市整備部 交通政策課 Tel 083-934-2729

## 山口線利用促進協議会

令和5年8月7日  
報道発表資料

### 【山口線利用促進協議会事務局】

担当課名 益田市産業経済部観光交流課  
担当者名 藤原  
電話番号 0856-31-0331  
FAX番号 0856-23-4655  
E-mail kouryu@city.masuda.lg.jp

### JR山口線利用促進に係る助成事業の実施について

山口線利用促進協議会では、JR山口線の利用促進を図るため、学校等がJR山口線を利用して実施する遠足や修学旅行、各種交流事業等に対し、運賃の一部を助成する事業を下記のとおり開始しますのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 交付対象事業期間

令和5年8月8日（火）～令和6年3月15日（金）

#### 2. 対象団体

- ・ 山口市、津和野町、吉賀町、益田市に所在する高等学校、中学校、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園等。
- ・ 山口市、津和野町、吉賀町、益田市に所在する団体のうち、主に生徒・児童等で構成される団体。（例：伝統芸能クラブ、スポーツクラブなど）

#### 3. 助成金額

乗車区間の運賃の1/2（特急料金を除く。）※100円未満は切り捨てます。

#### 4. 助成対象乗車区間

JR山口線（新山口駅～益田駅）

#### 5. その他

予算額に達し次第、事業が終了となりますので御注意ください。  
詳細につきましては、添付の募集要領を御参照ください。

#### 6. 当協議会について

平成3年8月に、山口線の利用促進を通じ、沿線地域の活性化と住民生活の利便性を確保するため、山口線関係県の市・町及び市町議会並びに商工会議所・商工会・観光団体等をもって組織した協議会。協議会の構成については、裏面のとおり。

## 令和5年度山口線利用促進協議会 会員名簿

団体等名称	備考
山口市 市長	副会長
山口市議会 議長	
山口商工会議所 会頭	
一般財団法人山口観光コンベンション協会 理事長	
湯田温泉旅館協同組合 理事長	
山口県央商工会 会長	
徳佐りんご組合 組合長	
津和野町 町長	理事
津和野町議会 議長	
津和野町商工会 会長	
一般社団法人津和野町観光協会 会長	
吉賀町 町長	理事
吉賀町議会 議長	
益田市 市長	会長
益田市議会 議長	
益田商工会議所 会頭	
一般社団法人益田市観光協会 会長	

## 山口線利用促進事業補助金 募集要領

### 1. 趣旨

この補助金は、山口線利用促進協議会が JR 山口線の利用促進を図るため、協議会を構成する市町に所在する団体等が山口線を利用して実施する遠足等に係る運賃の一部を助成するものです。

### 2. 補助対象者

- (1) 山口市、津和野町、吉賀町、益田市に所在する高等学校及び中学校、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園等。
- (2) 山口市、津和野町、吉賀町、益田市に所在する団体であって、主に生徒・児童等で構成される団体。  
例) 小学校、伝統芸能クラブ、スポーツクラブ、子ども会など
- (3) その他当協議会が認める団体。

### 3. 補助対象となる事業内容

学校等が行う遠足、社会見学、観光・研修、文化・スポーツ交流事業、修学旅行等の活動のうち、5名以上が参加し、山口線を利用するものが対象となります。なお、活動の引率者については、参加者として取り扱うこととします。

### 4. 補助対象経費等

#### (1) 補助対象経費

- ①乗車区間の特急料金を除く運賃（山口線区間に限る。）。ただし、引率者の公費による出張は補助対象外とします。
- ②他の補助金等の交付を受ける場合は、①の運賃に係る他の補助金等を除いた額を補助対象とします。

#### (2) 補助金額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。なお、交付額に100円未満の端数が生じた場合、切り捨てとします。

例) 益田市から山口市へ遠足（益田駅 - 山口駅間の往復）

大人2名、こども（小学生）8名の場合

○運賃 3,040円（おとな）×2名=6,080円  
1,520円（こども）×8名=12,160円

○運賃合計 6,080円+12,160円=18,240円

○補助額 18,240円×1/2=9,100円（100円未満切り捨て）

5. 補助対象乗車期間

令和5年8月8日～令和6年3月15日まで

6. 補助金申請フロー

(1) 補助金交付申請の提出

事業を実施する前日までに、当補助金交付要綱に定める補助金交付申請書(様式第1号)を申請者が所在する自治体の以下の窓口へ提出してください。申請内容を審査後に結果を通知します。

山 口 市：山口市交通政策課

津和野町：津和野町つわの暮らし推進課

吉 賀 町：吉賀町企画課

益 田 市：益田市観光交流課

(2) 実績報告書及び請求書の提出

事業が完了後、当補助金交付要綱に定める補助金実績報告書兼請求書(様式第3号)及び添付書類を提出してください。

7. その他

- ・補助金申請に必要な申請書類等は、ホームページに掲載します。
- ・申請事業については、必要に応じ、別途聞き取りや追加資料の提出を依頼する場合があります。

8. お問い合わせ先

益田市産業経済部観光交流課(山口線利用促進協議会事務局)

TEL：0856-31-0331

FAX：0856-23-4655

Mail：kouryu@city.masuda.lg.jp

※各自治体窓口(上記6(1))へのお問い合わせも可